

第一工場ごみ処理施設維持管理記録書 令和8年度（2026年度）5月

1. 処分した廃棄物の種類及び数量（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目）

種類	号炉	処理量（t）												年間合計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
可燃ごみ	1号炉※1														
	2号炉※1	1,828.68													
	3号炉	5,269.75	5,492.29												
	4号炉	5,555.51	5,448.26												
	月合計	12,653.94	10,940.55	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23,594.49

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

2. 燃焼室中の燃焼ガスの温度（℃）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※3												維持管理基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室出口	1号炉※1													
	2号炉※1	1,031												
	3号炉	1,030	1,042											
	4号炉	1,028	1,037											

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※3 測定の結果については、月の平均値とする。

3. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（℃）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※3												維持管理基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ろ過式集じん器入口	1号炉※1													
	2号炉※1	173												
	3号炉	173	173											
	4号炉	175	173											

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※3 測定の結果については、月の平均値とする。

4. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（ppm）（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※2に係る項目）

測定位置	号炉	測定結果※3												維持管理基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
煙突	1号炉※1													
	2号炉※1	6												
	3号炉	3	2											
	4号炉	5	5											

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

※2 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※3 測定の結果については、月の平均値とする。

5. 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日

（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目）

実施箇所	除去を行った年月日	
冷却設備	1号炉※1	
	2号炉※1	
	3号炉	稼働時連続機械除去
	4号炉	稼働時連続機械除去
排ガス処理設備	1号炉※1	
	2号炉※1	
	3号炉	稼働時連続機械除去
	4号炉	稼働時連続機械除去

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

6. ダイオキシン類の濃度

6-1. 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目及びダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項に係る項目）

☆測定回数は年1回以上

測定位置	項目	測定結果				自主基準値	法令基準値
		測定年月日	結果報告年月日	n g-TEQ/m ³ N	分析中		
煙突	1号炉※1	測定年月日					
		結果報告年月日					
	2号炉※1	測定年月日					
		結果報告年月日					
	3号炉	測定年月日	5月14日				
		結果報告年月日					
	4号炉	測定年月日	4月17日				
		結果報告年月日	6月4日				
n g-TEQ/m ³ N		0.00011					
n g-TEQ/m ³ N		0.00011					

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

6-2. 焼却灰等のダイオキシン類の濃度（ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項及び第二項）

☆測定回数は年1回以上

測定種別	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値	
		測定年月日	結果報告年月日			
1号炉※1	焼却灰	測定年月日				
		結果報告年月日				
	n g-TEQ/g			3	3	
	測定年月日					
飛灰	結果報告年月日					
	n g-TEQ/g			3	3	
3号炉	焼却灰	測定年月日	5月14日			
		結果報告年月日				
	n g-TEQ/g			3	3	
	測定年月日	5月14日				
	結果報告年月日					
	n g-TEQ/g			3	3	

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

測定種別	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値	
		測定年月日	結果報告年月日			
2号炉※1	焼却灰	測定年月日				
		結果報告年月日				
	n g-TEQ/g			3	3	
	測定年月日					
飛灰	結果報告年月日					
	n g-TEQ/g			3	3	

測定種別	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値	
		測定年月日	結果報告年月日			
4号炉	焼却灰	測定年月日	4月17日			
		結果報告年月日	6月4日			
	n g-TEQ/g	0.014			3	3
	測定年月日	4月17日				
	結果報告年月日	6月4日				
	n g-TEQ/g	0.24			3	3

測定項目	項目	測定結果		自主基準値	法令基準値	
		測定年月日	結果報告年月日			
排水	測定年月日	5月21日				
	結果報告年月日					
	p g-TEQ/l			10	10	

単位について

- ◇ ng（ナノグラム）…10億分の1グラム
- ◇ pg（ピコグラム）…1兆分の1グラム
- ◇ TEQ…毒性等量のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値
- ◇ m³N（立米ノルマル）…摂氏0度、1気圧の状態に換算した気体の体積

7. 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度（廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目）

☆測定回数は2か月に1回以上。

測定位置	項目	測定結果				自主基準値	法令基準値	
		測定年月日	結果報告年月日	ばいじん g/m ³ N	硫酸酸化物 m ³ N/h			
煙突	1号炉※1	測定年月日						
		結果報告年月日						
		ばいじん g/m ³ N					0.02	0.08
		硫酸酸化物 m ³ N/h					2.0	136
	2号炉※1	測定年月日	4月8日					
		結果報告年月日	5月8日					
		ばいじん g/m ³ N	0.00069未満				0.02	0.08
		硫酸酸化物 m ³ N/h	0.43				2.0	136
	3号炉	測定年月日	4月16日	5月12日	6月2日			
		結果報告年月日	5月14日	6月11日				
		ばいじん g/m ³ N	0.00065未満	0.00074未満			0.02	0.08
		硫酸酸化物 m ³ N/h	0.50	0.46			2.0	136
	4号炉	測定年月日	4月15日	5月13日	6月3日			
		結果報告年月日	5月14日	6月11日				
		ばいじん g/m ³ N	0.00064未満	0.00070未満			0.02	0.08
		硫酸酸化物 m ³ N/h	0.52	0.45			2.0	136

※1 1号炉は休止中。2号炉は令和8年4月11日から令和8年8月4日までは定期補修等工事のため停止。

単位について

- ◇ m³N（立米ノルマル）…摂氏0度、1気圧の状態に換算した気体の体積